


# 申請書提出前のチェックリスト(売買・贈与用)

法務局

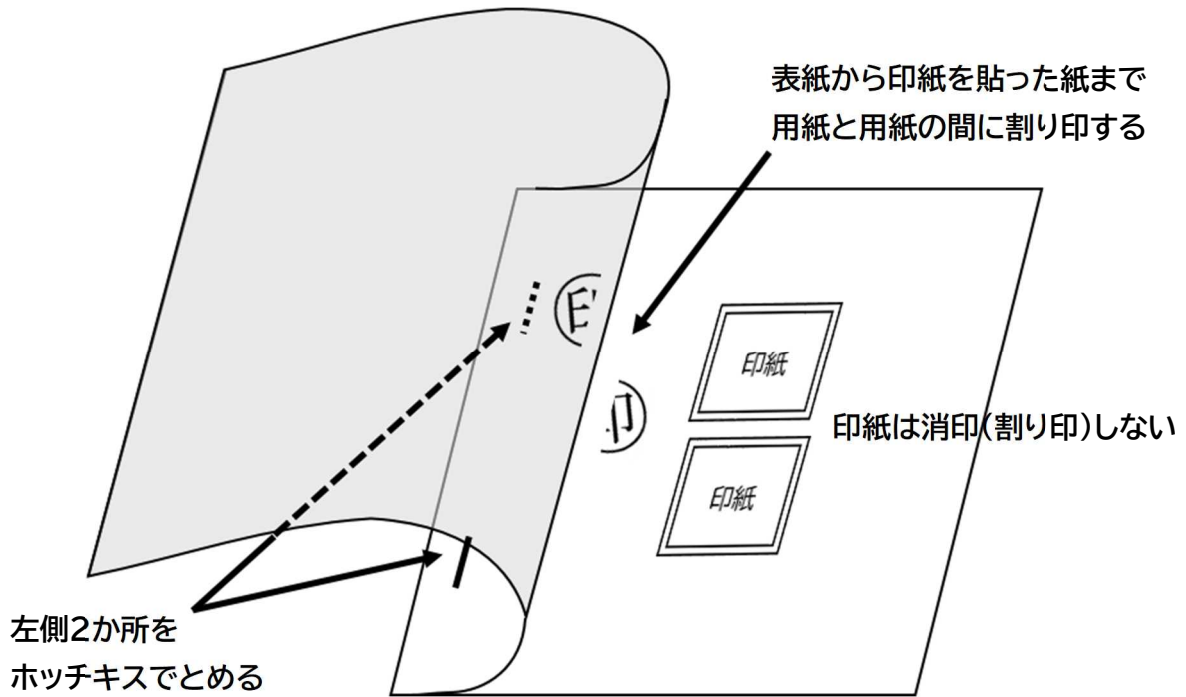
以下の事項を確認して、右の□にチェックしてください

1	提出先の法務局(管轄)に誤りはありませんか？	<input type="checkbox"/>
2	登記の目的は正しく記載していますか？ 共有持分を移転する場合は「〇〇(氏名)持分全部(一部)移転」となります。 所有権全部を移転する不動産と共有持分を移転する不動産が混在している場合は、「所有権移転及び〇〇持分全部移転」となります。	<input type="checkbox"/>
3	原因(登記原因及びその日付)は記載していますか？	<input type="checkbox"/>
4	申請人(または代理人)の連絡先は記載していますか？ 平日 8:30 から 17:15 までの間に連絡できる電話番号を記載してください。	<input type="checkbox"/>
5	職権で住所・氏名変更登記をするための検索用情報は記載していますか？ 令和7年4月21日以降に申請する場合は、所有者の氏名の振り仮名、 生年月日及びメールアドレスの記載が必要です。 詳しくは法務省のホームページ(「検索用情報」で検索)をご覧ください。 	<input type="checkbox"/>
6	不動産の表示は正確ですか？ 登記事項要約書(または登記事項証明書)のとおりに記載してください。 区分建物の場合、敷地権の表示も必要です。	<input type="checkbox"/>
7	登録免許税の計算は正しいですか？ 売買・贈与の登録免許税額は、課税価格×0.02 です(100円未満切捨て)。 令和8年3月31日まで、土地の売買は課税価格×0.015 です。 令和9年3月31日まで、住宅用家屋の売買・贈与については、 軽減措置が適用される場合があります。	<input type="checkbox"/>
8	登録免許税が必要な場合、収入印紙は貼っていますか？ 印紙の消印は法務局が行いますので、消印(割り印)はしないでください。	<input type="checkbox"/>
9	添付書類に漏れはありませんか？ 添付書類は、原本の還付を受ける場合を含め、必ず 原本を提出 してください。	<input type="checkbox"/>
10	固定資産税評価額が記載された書類は添付していますか？	<input type="checkbox"/>
11	申請書のとじ方やまとめ方は、裏面に示したとおりになっていますか？ 裏面をご覧ください。	<input type="checkbox"/>

※ すべてにチェックしても補正がないとは限りません。

作成したリストは、申請書と一緒に提出してください。

## 申請書のとじ方



## 申請書と添付書類のまとめ方

下の順にしてクリップなどでとめてください。

原本還付を受ける場合、登記後に返却を受ける  
原本は、別途クリップなどでまとめて提出して  
ください。

